

地震災害対策編

市は、被害の状況に応じて次に掲げる機関に対し、医薬品等の確保、調達について協力要請を行うものとする。

表3-6-2 医薬品の調達先

名 称	所在地	電話番号
松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	松戸市小根本7	047-361-2121
流山市薬剤師会	流山市西初石4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871

《様式8》

イ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

3 傷病者の搬送

(1) 後方医療施設の確保

救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の災害救護対策本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の災害救護対策本部は搬送先の確保に努める。搬送先の確保を要請された市の災害救護対策本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

表3-6-3 県内の主な災害拠点病院

基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院
地域災害医療センター (東葛北部)	松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院

(2) 傷病者の搬送体制

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

ア 傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

- ウ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- エ 市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立する。
- オ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

なお、救急自動車が確保できない場合は市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。

- ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- イ 傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配

《資料51・52、様式10・49～53》

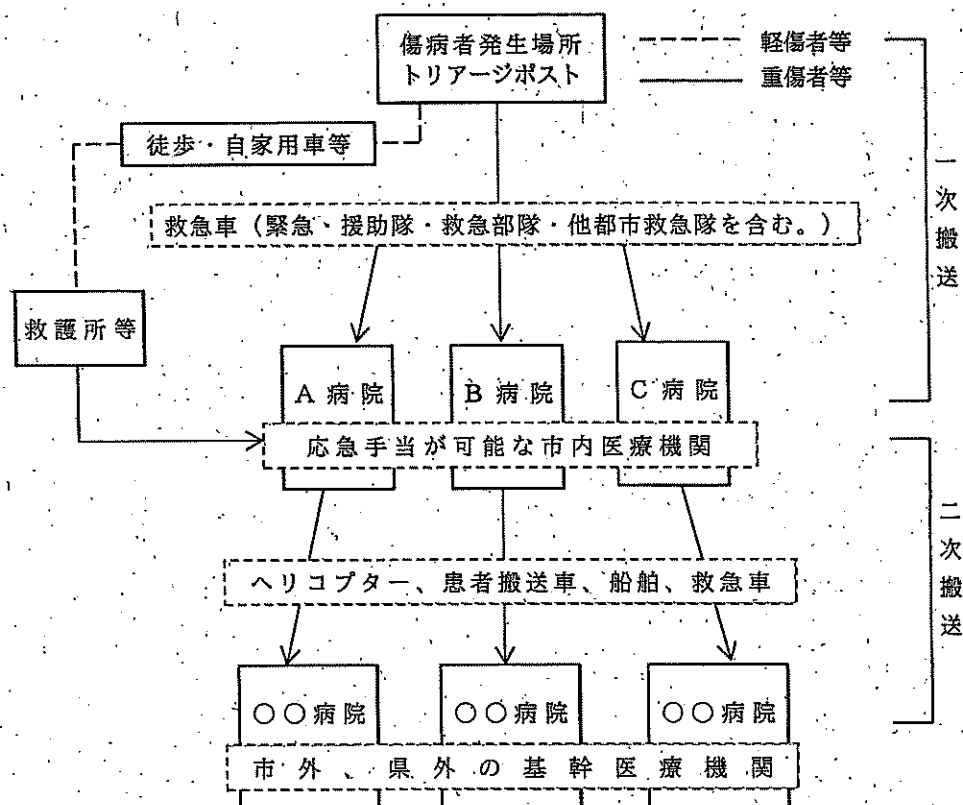


図3-6-1 搬送システム

資料 47 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正 平成 13 年 12 月 1 日千消会第 120 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成 4 年 4 月 1 日締結)第 9 条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合に必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第 2 条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第 3 条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第 4 条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高(地表面から雲までの高さ)300 メートル以上、視程 3,000 メートル以上、風速毎秒 15 メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第 5 条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票(様式第1号)によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

(航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

(航空特別応援の中断)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

(航空特別応援の始期及び終期)

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始めるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

(出動したヘリに対する指揮等)

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者の通信連絡は、県内共通波(152.81MHZ)によるものとし、無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

(航空特別応援の報告)

第10条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書(様式第2号)により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書(様式第3号)により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

(要請側の市町村等の事前計画)

第11条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「臨着場」という。)の位置図等

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) 臨着場への職員の派遣

(4) 離発着の伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置

(5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制

(6) その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第1号については飛行場外離発着場調査表(様式第4号)により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

(応援側の情報提供)

第12条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第5号)により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第13条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。

(2) 応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村の負担とする。

(3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前号第1号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第6号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。